

## 安中市ごみ減量容器設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市内の一般家庭の生ごみを処理するためにごみ減量容器（以下「減量容器」という。）を設置した者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによりごみの減量化及び生活環境の美化保全を図ることを目的とする。

### (減量容器の構造及び仕様)

第2条 補助金の対象となる減量容器の構造及び仕様は、市長が別に定める。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、減量容器1基に対し、購入価格の2分の1の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。ただし、購入価格は、ポイントを利用した分、送料並びに消費税及び地方消費税の額等を除き100円未満を切捨てとする。

- (1) 地面据置式減量容器 3,000円
- (2) 電気式処理減量容器 20,000円

### (補助金交付の要件)

第4条 補助金交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 減量容器の構造及び仕様が、第2条の規定により市長が別に定める基準に適合していること。
- (2) 既に減量容器を設置し、生ごみを自家処理していること。
- (3) 減量容器を設置場所及び管理が適正であり、隣接住民等から苦情のおそれがないこと。
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されていること。
- (5) 市税の滞納がないこと。

### (申請手続等)

第5条 設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、ごみ減量容器設置補助金交付申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

### (決定通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を調査の上、補助金交付の可否を

決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、減量容器の設置者が、第4条に規定する要件を欠くとき、又は欠くに至ったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この告示に、定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月18日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の安中市ごみ減量容器設置補助金交付要綱又は松井田町ごみ処理器設置補助金交付要綱（平成14年松井田町告示第47号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。